

## 処 分 基 準

平成19年12月 3 日作成

法 令 名：遺失物法
根 拠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法26条第2項（指示）
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部会計課監査室（代表017-723-4211）
備 考：